

和歌山県公害防止条例第 1 条の 2 第 6 項に規定する 指定工場を定める条例

昭和 47 年 3 月 29 日
条例第 6 号

和歌山県公害防止条例(昭和 46 年和歌山県条例第 21 号)第 1 条の 2 第 6 項に規定する指定工場は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 1 時間当たりの燃料使用能力が 5,000 リットル(重油換算)以上の工場
- (2) 1 日当たりの総排水量が 5,000 立方メートル以上の工場

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 10 月 9 日条例第 41 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。